

令和7年7月22日

岐阜県岐阜市「宿泊税」の新設

岐阜県岐阜市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される岐阜市宿泊税の概要は以下のとおりです。

|         |                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税団体    | 岐阜県岐阜市                                                                                     |
| 税目名     | 宿泊税（法定外目的税）                                                                                |
| 課税客体    | 岐阜市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅         |
| 税収の用途   | ①観光客に選ばれるまち－誘客促進・プロモーション事業－<br>②何度でも訪れたいくなるまち－おもてなし向上事業－<br>③観光資源の創出－魅力向上事業－<br>④観光インフラ整備等 |
| 課税標準    | 上記施設における宿泊数                                                                                |
| 納税義務者   | 上記施設における宿泊者                                                                                |
| 税率      | 1人1泊につき200円                                                                                |
| 徴収方法    | 特別徴収                                                                                       |
| 収入見込額   | （平年度）約1.4億円                                                                                |
| 課税免除等   | ・修学旅行等の参加者（引率者も含む）<br>・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者                                       |
| 徴税費用見込額 | （平年度）約3.4百万円                                                                               |
| 課税を行う期間 | 条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり                                                                 |

- ・令和7年 3月27日 岐阜市議会にて条例案可決
- ・令和7年 4月22日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。